

鳥取県琴浦町議会

事績1 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

1 議会基本条例及び議会政治倫理条例の制定

琴浦町議会では、住民が議員と町長を直接選ぶ二元代表制のもとで、議会に求められている役割を十分に発揮し、町民福祉の向上と町政の発展に貢献する責任を果たすため、議会基本条例の制定を目指し、平成23年9月に「議会基本条例調査特別委員会」を設置し、翌年の平成24年12月に制定した。その後、平成28年6月及び平成29年12月に一部改正を行った。

平成29年の改正時には、同年6月に「議会基本条例調査特別委員会」を設立し、議会基本条例の見直しと合わせて、より町民の信頼を得るために、「議会政治倫理条例」等の策定に着手した。

平成29年に行った基本条例の改正項目は、①議員という職責の固有の権利・権限である議会の自主権、自律権と町政課題・政策的問題を明確に区別して、住民・有権者の町政への積極的参加を保障する仕組みづくりについて、②町民福祉の向上に加え「町政の発展に貢献する」規定の追加、③より開かれた議会を目指し、議会報告会に加え、各種団体、地域等の要望があれば意見交換会を積極的に実施する等の改正を行った。

2 国等への要望活動の実施

全議員による要望活動として、平成23年、平成30年及び令和元年に、国・国会議員、関係機関等に対し、町の重要課題について要望活動を実施した。

具体的には、①防災対策について、②学校空調整備事業について、③中山間地域における公共交通の体制整備について、④水道管敷設工事について等である。国で、中山間地域における公共交通の体制整備や熱中症対策等の小・中学校に空調設備の設置に関する経費が予算化され、当該年度内に町内の全小・中学校にエアコン空調設備整備に着手することができた。

3 議員視察調査及び議員研修会の開催

毎年、テーマを決めて委員会視察を実施してきている。平成28年2月から令和2年2月の改正まで、広報常任委員会を除く3常任委員会の内の2つの常任

委員会に属することとしていた。その間、各常任委員会でテーマと視察先を決めて、実際には日程調整を行い、議員全員で先進地に視察調査研修を実施した。

全議員が一同に会して視察調査研修を行うことで、共通認識もより深くなることと、経費の削減にも繋がった。

また、財政課題に関して、近隣3町（琴浦町・北栄町・湯梨浜町）の職員と議員が合同で研修会を実施した。

4 議員による予算の修正等

議会による監査機能を果たすため、これまで町長提案の予算等に対して組み替え動議や修正案を活発に提出してきた。

近年では、平成26年12月一般会計補正案への減額修正案、平成27年9月一般会計補正案への減額修正案、平成30年3月（30年度）当初予算案への減額修正案、平成31年3月（元年度）当初予算案への減額修正案、令和元年9月一般会計補正予算案への組み替え動議、令和2年3月（2年度）当初予算案への減額修正案、令和3年3月（3年度）当初予算案への減額修正案、令和3年6月一般会計補正予算案への組み替え動議、同年6月一般会計補正予算案への減額修正案等の修正案を発議し活発に審議してきた。

5、ICT化の推進（タブレット（iPad）端末の導入効果）

タブレット端末の導入に際し、全議員に自宅でのwi-fi環境等に関するアンケート調査を実施し、セルラータイプかwi-fiタイプかで調査研究した結果、wi-fi環境のインフラ整備を充実させwi-fiタイプのタブレット端末の導入を選択した。

ペーパーレス化が目的ではなくあくまでもICT活用であり、「議会改革」「業務改善」を主として、令和元年10月にタブレット端末を導入した。同時に関係例規等を整備した。タブレット端末の起動方法から電子会議システムの操作性について等導入までに2回、導入後には希望する議員に5回研修会を行った。

タブレット端末は、議員及び執行部管理職並びに議会事務局職員に配布された。

タブレット端末の導入により、ペーパーレス化をはじめ、コスト削減（①時間短縮、②修正の手間等の削減（差替え作業不要）③紙にまつわる経費削減等）の効果がある。

また、ペーパーレス化により、①データの管理の手間が減り、過去の資料も活

用度が向上し、データ検索が容易に出来「利便性」が向上した。②資料の保管と分類の手間から解放された。③携帯性としては、タブレットひとつで大量の資料を持ち運べる。④検索性等としては、あらゆる情報が迅速に見つかるため、会議時間の短縮化にも繋がってきている等々導入の効果は大きい。

副次的効果としては、①データは全てクラウドで保管しており、PDF データを活用することで、HP（ホームページ）等の情報開示が容易であり、利便性が向上した。また、情報提供用の資料作成が容易になった。②タブレットでの（テレビ）Web 会議の実現が可能となった。コロナ禍の議員研修会や全員協議会等の開催時に執行部側の説明で県内外の説明員（参考人）にはオンライン出席していただき、町執行部と連携して Zoom 等で（テレビ部）Web 会議を実施した。

さらに町内外のみなさんにわかりやすく開かれた議会を目指し、議員自身も意識改革に努めるとともに情報リテラシーの底上げを図り、デジタルとオンラインを活用し、計画的なDX（デジタルフォーメーション）の推進に努めたいと考えている。

事績 2 住民に開かれた議会

1 議会政治倫理条例及び議会政治倫理条例施行規則等の制定

平成 29 年に議会基本条例調査特別委員会を設立し、議会基本条例の一部改正を行うとともに、「議会政治倫理条例」の策定について審議した。

主な項目として、まずは、選挙で選出される議会の主要な役職の倫理規定の明確化。

次に、町の補助金で運営される各種団体・組織への議員の参加の基準の明確化であった。

平成 30 年、議会は、町民に開かれた議会をめざし議会改革を進める中で、議員として町民の代表としての人格と倫理の向上に努め町民に信頼されなければならない。そのために、町民に信頼される公正で民主的な町政の発展に寄与することを目的として、「議会政治倫理条例」及び「議会政治倫理条例施行規則」を

制定した。

2 議会改革アンケート調査の実施

令和元年11月から12月町議会として、町政発展のため「開かれた議会」「町民に役立つ議会」を目指して、日頃「琴浦町議会」が町内・外の皆さんの目にどのように映っているのか、またどのように感じられているのかを伺い、町議会の在り方を考えるために、町民1,000人を無作為抽出し、アンケート調査を実施した。

集計結果は、HP（ホームページ）で公表すると同時に、翌年、令和2年4月に、アンケート結果の分析について県内の大学（鳥取大学）の2人の先生に専門的見地から分析を依頼した。

同年10月にデータ分析結果について報告会を開催し、議員研修会・意見交換会を実施した。

データ分析結果については、議会改革推進特別委員会を設立し、検討項目の議員定数や議員報酬について審議する際の基礎資料とした。

3 議会広報紙の充実

議会広報誌「ことうら議会だより」は、年4回発行している。

「ことうら議会だより」は、平成26年2月に特別委員会から常任委員会に改正した議会広報常任委員会委員が中心となって編集している。

一般質問のページは、質問議員自らが原稿と写真を提出して、作業を行っている。

町内・外の方がより読みやすい広報誌を目指して、令和3年5月発行（第68号）から、これまで縦書きであったモノを全て横書きに変更した。変更の際、賛否両論あったが、デジタル社会の中、電子データを読む際、横書きに慣れた方が多いことから全てを横書きに変更した。視線の流れが同方向になるメリットに期待しているところである。

また、記事に関連する資料が多い場合等は、紙面上にQRコードを掲示して、スマホ、タブレット等でも閲覧可能としている。

4 情報発信の推進

議会関連情報は、町のHP（ホームページ）を活用して、バナーによりトップ

ページからでも議会関連のトップページ（琴浦町議会）へリンクしており、議会関連の情報は容易に検索・閲覧出来るようにしている。

また、会議録についても検索システムを導入しており、どなたでも検索・閲覧できるようにしている。

資料等の情報提供についても原則公開するようにしている。定例会・臨時会、月例報告会（毎月実施）等に関係する資料等（議案、議案概要説明、事業概要説明、決算書・決算審査報告書、議員提出議案、請願・陳情書、委員会審査結果、一般質問の通告書一覧及び通告の写し）を全て（個人情報等は除き）HP（ホームページ）にPDFデータ化して公開するとともに、データ出力も可能としている。

実績 3 地域活性化のため特別な取組みをした議会

1 ふるさとの恵みで乾杯条例の制定

ふるさとの恵みで乾杯条例を制定する前年（平成30年12月）に議員提出議案として「琴浦町地酒で乾杯を推進する条例の制定について」を提案した。提案理由としては、「豊かな自然と良質な水資源に恵まれた本町並びに鳥取県中部地域は、古くから酒造りが盛んなまち並びに地域であり、地酒の品質の高さは、郷土の自慢である。町民が様々な行事や宴席において、地酒で乾杯することを通じ、地酒の一層の普及を推進することにより、元気で活力ある郷土の創造を図ることを目指して発議した。」というものであった。

本提案を議会で議論する中、本町は、日本酒のみならず、様々な特産品に恵まれていることや、地元産の飲料も多く販売されていること、また、生産から処理販売までの一貫体制を行う酪農専門の県内唯一の「大山乳業農業協同組合」も立地していることで、日本でもトップクラスのおいしい牛乳や農作物、果樹等を原料とした飲料等が数多くある。数多くある特産品で乾杯する条例を策定するという方向転換を行った。

そこで「ふるさとの恵みで乾杯条例」という条例名で内容も拡大して、新たな

条例を制定することとした。

「琴浦町ふるさとの恵みで乾杯条例」の制定目的として、豊かな自然と歴史と伝統に育まれた本町で製造されている日本酒若しくは牛乳又は本町で生産された農作物、果樹等を原料とした飲料等「地元産飲料等」で乾杯することにより、地産地消及び地産他消の促進を図り、地域の食文化の継承及び地域産業の活性化に寄与することとして、平成31年3月に制定した。

条例内容は、第1条に目的、第2条に町の役割、第3条に議員の役割、第4条に事業者の役割、第5条に町民の協力を規定しており、あえて、第3条に「議員の役割」を規定することにより、議員も自らがふるさとの恵みで乾杯を主導すると共に町民等に呼びかけを行い推進に努めるものとした。

この条例により、町内企業とも連携し制定した翌年度（令和元年度）には、ポスターを作成して、より特産品が普及するよう働きかけるとともに、町内各飲食店等において、各種の催しの中で、参加者の嗜好に町の特産品である地元産飲料等に理解をいただき、「ふるさとの恵み」で乾杯が積極的に推奨されている。

コロナ禍にあって今はできないが、いつか新型コロナウイルス感染症が収束して、琴浦町内の飲食店で「ふるさとの恵みで乾杯！」という声が響き渡る日が一日も早く来ることを願うばかりである。